

茅ヶ崎市建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

茅ヶ崎市規則第 9 号

茅ヶ崎市建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則の一部を改正する規則

茅ヶ崎市建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則（昭和 6 0 年茅ヶ崎市規則第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「第 4 8 条第 1 4 項」を「第 4 8 条第 1 5 項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。